

旭川市自立サポートセンター運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)に基づく自立相談支援事業、家計改善支援事業として、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援の実施、関係機関とのネットワークを構築するとともに、家計に問題を抱える生活困窮者の相談支援を行い、生活困窮者の自立支援を促進し、自立した社会生活を営むことができるよう設置する旭川市自立サポートセンター(以下「センター」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 センターは、旭川市が設置する。ただし、市長は本事業の全部または一部を、適切、公正、中立かつ効率的に事業運営を確保できると認められる社会福祉法人等(以下「法人等」という。)に委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 対象者は、旭川市に居住している生活困窮者であって、生活困窮状態等を脱却するため支援を必要とする者とする(生活保護受給者を除く。)。

(業務内容)

第4条 センターが実施する業務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 自立相談支援業務

- ア 谷間のない包括的かつ継続的な相談支援
- イ 関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発等
- ウ センターワーク・広報業務

(2) 家計改善支援業務

- ア 家計再建に向けた相談支援
- イ 連携体制の整備

(開設日及び開設時間)

第5条 センターの開設日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月30日及び31日並びに1月2日から4日までを除く。

2 センターの開設時間は、午前8時45分から午後5時15分までとする。

(配置職員等)

第6条 センターには次のとおり人員を配置するものとする。

- ・ 主任相談支援員(センター長) 1名(常勤)
- ・ 相談支援員及び就労支援員(相談支援員と兼務可) 3名以上(常勤)
- ・ 家計改善支援員(相談支援員の業務も兼ねる) 1名以上
- ・ 事務職員(他の職員と兼務可) 1名以上

(支援調整会議)

第7条 旭川市は、支援の決定に当たり、市・センター・サービス提供事業者等の関係機関の担当者が参加する支援内容を調整する会議（以下「支援調整会議」という。設置要領は別に定める。）を設置し、本人に対する支援の種類及び内容等を記載した計画（以下「プラン」という。）が適切なものであるか確認を行う。

(支援決定)

第8条 市長は、法に基づく就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、就労訓練事業の利用がプランに盛り込まれた場合は、その適否もあわせて判断したうえで、支援の決定を行う。

2 支援決定を行った場合は、支援提供（変更）通知書（様式第1号）により対象者に通知するものとする。

(利用料)

第9条 センターの利用料は、無料とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 1月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 5月 19日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8年 4月 1日から施行する。